特殊詐欺等防止機能付き電話機の購入補助について

特殊詐欺等による被害の防止を図るため、特殊詐欺等防止機能付き電話機等の購入に要した経費の一部を補助します。

【補助対象者】

以下の全ての要件に該当するもの

・日出町内に住所があり居住していること
・世帯に満６０歳以上の者がいること
・世帯全員が町税を滞納していないこと
・過去にこの補助金の交付を受けていないこと

【補助対象電話機等】

以下の全ての要件に該当するもの

・町内の販売店で購入し、居住する住居に設置したもの
・電話機または電話機の外付機器で、次のいずれかの機能を有するもの
①電話の着信時に、相手方に警告音声を発し通話中にその内容を自動で録音する機能
②迷惑電話番号データベース等を利用して、着信の拒否または警告の表示をする機能
※購入前に上記機能を有しているか販売店にご確認ください

【補助金額】

補助対象経費の３分の２（上限１０，０００円）　ただし、１００円未満は切り捨て

対象経費：電話機等の本体及び附属品の代金、送料、取付工事費

【申請方法】

補助対象電話機を購入後に以下の書類を提出

・補助金交付申請書兼実績報告書
・領収書等購入経費の支払をしたことを証する書類の写し
・電話機等の機能が確認できる書類（取扱説明書等）の写し
・補助金等交付請求書

申請書等を審査し、補助対象条件を満たしていれば、後日指定の口座に補助金を振込みします。（審査の関係で振込まで1か月程度かかります。）

※令和８年１月末までに申請をお願いします。
※予算の上限に達した場合は、受付を終了する場合があります。

問合せ先（申請先）
〒879-1592　日出町 2974 番地１
日出町役場総務課
電話：0977-73-3150